

## 「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」解説

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

### 【解説】

- ・前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにしようとするもので、この条例全般にわたる解釈、運用の拠りどころとなるものです。
- ・第1段落では、日本国憲法第13条の規定を引用しながら、年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景など様々な違いを持つ多様な人々が、尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいることのできる社会が共生社会であることを述べています。
- ・「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指しています。「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかをいいます。
- ・第2段落では、当事者に思いをめぐらせることで、共に生きるとはどういうことか、幅広い市民の方と一緒に考えるためのきっかけになることを意図して呼びかけの形としています。
- ・第3段落では、現実の社会においては、自分らしくいられず、生きにくさを感じる人がおり、すべての人々にとっての共生社会を実現するために、お互いの違いを思いやり、配慮することが必要であることを述べています。
- ・第4段落では、上記の2つの段落を踏まえ、私たちが多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らすことのできる社会を、本市において実現するために、この条例を制定する決意を表明しています。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

【解説】

- ・この条例を制定する目的を定めています。
- ・「社会との関わりを持ち」とは、社会的に孤立していないこと、社会に参画できていること、社会に居場所があることを意味しています。
- ・「共生社会」の考え方については第3次総合計画第4期基本計画の策定方針における共生の視点と合わせていきます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

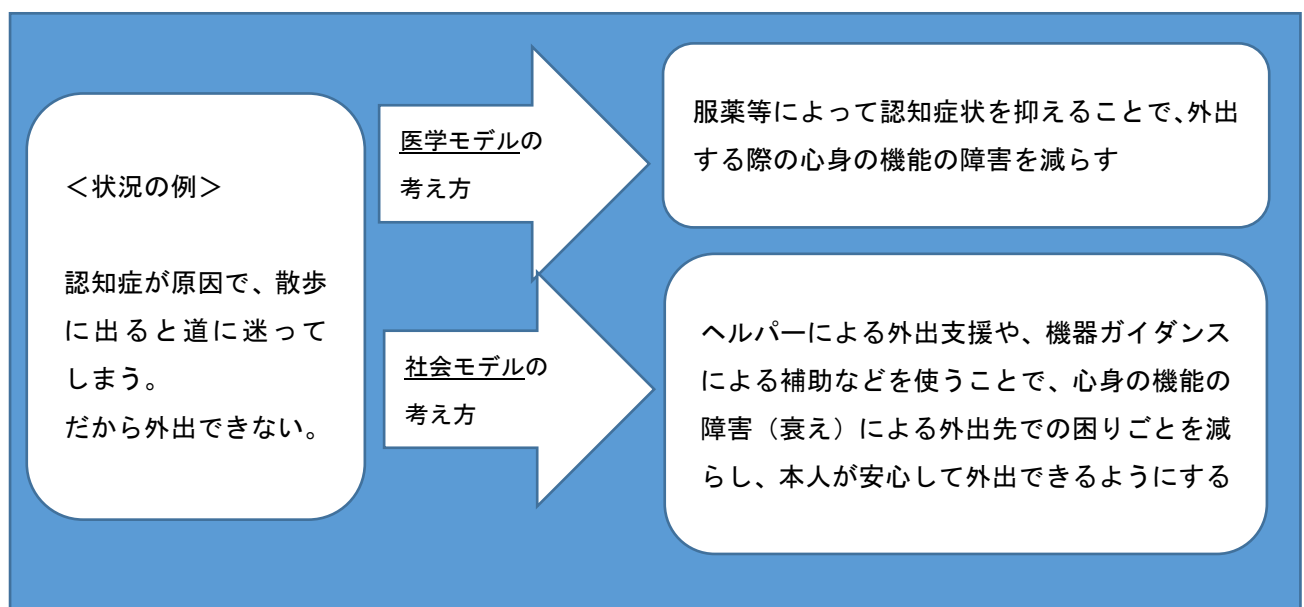
- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

【解説】

- ・この条例の用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。
- ・第1号「共生社会」について、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会と定義し、この考え方は、第3次総合計画第4期基本計画の策定方針における共生の視点と合わせていきます。
- ・第2号「市民」について、共生社会を実現するための活動には、住民のほか、別荘地に一定期間滞在する者なども含むと共に、学校や勤務先における教育の観点から、市内に通勤、通学する人たちの関わりも不可欠と考え、広く定義しています。外国籍の方も含みます。
- ・第3号「事業者」について、市内の企業や、社会福祉法人、市民活動団体などの団体

とそこで活動する人、個人で事業活動を行う人を指しており、法人格の有無や、活動目的の営利・非営利の別を問いません。

- ・第4号「合理的配慮」について、共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、いわゆる「社会的障壁」のうち、市民が現に解消を必要とする場合において、障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものと定義しています。この定義は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）における合理的配慮の考え方に合わせたものです。これは、ある人が何らかの困難に直面している場合に、その困難の原因を、「その人の心身機能によるもの」とするのではなく、「社会環境が整備されていないため」とする、いわゆる「(障害の) 社会モデル」の考え方によるものです。
- ・「(障害の) 社会モデル」の考え方の例としては、次のようなものがあります。



#### (基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

### 【解説】

- ・「共生社会」実現のため、土台や前提となる考え、重要な考え、強調したい考えを基本理念として定めています。
- ・「共生社会」の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が相互に協力しながら実施するものとし、その際の理念を、個性や多様性の尊重（第1号）、支え合い（第2号）、社会参画の拡充（第3号）の3つの視点で整理しています。第1号の「多様性」には、年齢、性別、性的指向及び性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などを含んでいます。

#### （市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

### 【解説】

- ・この条例において、「市」とは鎌倉市の行政機関のことを指しています。
- ・市には、この条例で規定する共生社会の実現に向けた取組を主体的に担う責任と、条例で規定したことを果たす責任があります。
- ・共生社会の実現自体は、市だけでできるものではなく、市民、事業者と一緒に達成できるものと認識しています。ただし、共生社会の実現を掲げる上で、市民、事業者も一緒に取組めるような環境づくりは市の責務と考えていることからこのような表記としています。
- ・合理的配慮を行うことができるような体制整備としては、合理的配慮の事例についての職員間の周知や、相談を受ける体制を整えることなどを想定しています。
- ・共生社会の実現に向けては、新しい考え方やテクノロジー等を活用しながら取り組む必要があると考え、「先進的な取組を視野に入れつつ」という表現をしています。
- ・共生社会の実現に向けては、市職員の役割が大きいと考えられるため、第2項で、職員一人一人が共生の重要性を理解するよう研修等の啓発を行うことを規定します。

#### （市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

## 【解説】

- ・市民及び事業者について「責務」ではなく「役割」としているのは、既に市民及び事業者は共生社会の実現に向けて自立的、自発的に様々な取組をしていると認識しており、ともに共生社会を進めていく役割を担うとの表現が妥当であると考えているためです。
- ・また、障害者差別解消法においても、合理的配慮の実施について、事業者は自主的に取組むことが期待されるという努力義務であることから、この条例においても、市民及び事業者については努力規定としています。

### (基本的施策)

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

【解説】

- ・共生社会の実現は市、市民、事業者がそれぞれ、あるいは協力しながら取組むべきものと捉えています。そのための環境整備を行うのは市であると認識しており、市が取組む施策を、本条において規定しています。
- ・第1項第1号では、共生の意識の形成について規定します。様々な個性を持つすべての人が、お互いに分かり合い、支え合えるようになることが、共生社会を実現していく上での基盤であり、最も力を入れるべき施策になると考えています。
- ・アについては、例えば、学校教育や社会教育、家庭教育や保育などの場における、いじめ、障害者差別、多文化への無理解などの課題についての学びに加え、教育の核となる教員や講師などへの意識啓発、研修、情報提供などを想定しています。
- ・イについては、例えば、この条例の内容についての広報や、共生社会についての理解促進事業の実施などを想定しています。
- ・第1項第2号では、十分な情報のやりとりを可能にするための施策について規定します。情報弱者がなくなり、誰もが等しく情報を得られることが共生社会を実現する上で大切と考えています。誰もが等しく情報をやりとりできることは、安全安心に生活するため、困難に直面したときに必要な支援を受けるため、また、多様な人々が様々な考えをもって暮らしていることを理解するためにも必要であると認識しています。
- ・アについては、例えば、市からのお知らせや広報、窓口での対応などにおいて、分かりやすく、具体的、直接的な表現を用いること、庁舎や執務室のレイアウトなど視覚的な配慮をすること、ユニバーサルデザインを採用することなど、伝達手段や用法に配慮することや、社会資源の情報を整理して提供することなどを想定しています。
- ・イについては、例えば、手話通訳体制の充実、日本語を母語としない人や意見表明が困難な人への対応などを想定しています。
- ・第1項第3号では、多様性に配慮した社会基盤施設などの整備に努めることを規定します。例えば、道路の段差解消、点字ブロックや歩道の整備、住環境充実への働きかけなど、主にハード面の整備を想定しています。
- ・第1項第4号では、地域において共生社会実現に向けた取組が進むよう、主にソフト面での施策を規定しています。
- ・アについては、例えば、市民、市民団体との連携及びネットワークづくりの推進、市民、市民団体への支援制度の整備など、共生社会推進に向けた取組みを行う市民や事業者をエンパワメントする施策を想定しています。
- ・イについては、例えば、自治会、民生委員児童委員、消防団、学校、保育園、幼稚園、郵便局、企業やコンビニなど、地域で活動する団体がそれぞれ、また連携して、地域の生活課題の発見や対応ができるよう働きかけることを想定しており、地域包括ケアシステムにもつながるものと考えています。

- ・ウについては、制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、課題丸ごと、家族丸ごとの支援を行うことを規定しています。また、「包括的かつ総合的な支援」とは、例えば、複合課題への対応としての総合相談体制や相談コーディネート機能の整備、ライフステージごとに異なる支援制度間の引継ぎ方法の設計などを想定しています。
- ・エについては、支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上させることを規定しています。例えば、様々な福祉サービスを提供している人材を対象とした研修やネットワークの構築などを想定しています。支援の質の向上を図ることが、市民一人一人の困難に寄り添うことにつながると考えています。
- ・第1項第5号では、共生社会に向けた推進体制の整備として、体制構築、制度運用とともに、これらの見直しを行い、改善を図ることについても規定します。相談対応の充実、基本的施策に基づく具体的な施策の点検と改善などを想定しています。
- ・第2項では、第1項で規定した基本的施策を実施することで、合理的配慮が行われる地域社会の構築につながるよう取り組むことを規定しており、第1項についての考慮事項としての規定となっています。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取り組むものとする。

【解説】

- ・災害時は、平常時に増して、社会的弱者にしわ寄せが起こる状況であり、このような状況下においても、人々の多様性や個性、文化的背景が尊重されるべきであると考えています。防災に関しては、市民の関心も高く、災害等への対応についてはこの条例の中でも明確に示すべきとの考えから、一つの条を設けて規定します。
- ・市民に加え、観光客などの一時滞在者や通過者についても、災害対応においては対象となることから、本条では、市民及び市内滞在者を対象として規定しています。
- ・本条で規定する「支援」とは、例えば、避難行動要支援者支援に関する体制整備、要支援者に対して合理的配慮が行われるような避難所環境の充実などを想定しています。
- ・災害時における自助、共助の重要性について認識する必要があることを強調するとともに、災害時の自助、共助が機能するよう平常時から備えるために、公助として市が取り組むことを規定しています。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

**【解説】**

- ・第1項では、市の他の条例や行政計画について、この条例の基本理念及び基本的施策に沿った内容で制定又は策定することを規定します。条例や行政計画の改正、改訂にあたっては同様の考えとします。
- ・第2項では、この条例の基本理念の尊重及び基本的施策の実現のために財政上の措置や、行政としての取組に必要となる措置を講ずることについて努力規定を設けます。これらの措置に当たっては、市全体の財源や事業の優先順位などを勘案し、実施に向けて努めていくこととします。
- ・第3項では、共生社会を目指す上で実効性を確保するためにも、行政計画の評価を行う場合においては、この条例の理念及び基本的施策に即した取組が行われたかについても評価することが望ましいと考え、評価の際の視点を規定しています。